

豊田市環境基本計画
(案)

令和 7 年（2025 年）6 月

豊 田 市

豊田市環境基本計画（案）

< 目 次 >

第 1 章 環境基本計画とは	1
第 1 節 計画の基本的事項	1
第 2 節 計画策定の背景	3
第 2 章 計画の理念・目標	9
第 1 節 計画の理念.....	9
第 2 節 めざす環境像.....	9
第 3 節 基本方針.....	11
第 3 章 目標達成のための施策の展開	12
第 1 節 施策の体系.....	12
第 2 節 施策の内容.....	14
第 4 章 計画の推進と進行管理	36
第 1 節 計画の推進体制	36
第 2 節 計画の進行管理	36

第1章 環境基本計画とは

第1節 計画の基本的事項

1. 環境基本計画の目的

豊田市環境基本計画（以下、本計画という）は、「豊田市環境基本条例」に基づいて策定するものです。本市が目指す『持続的な発展が可能な社会』の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する目標や施策の基本的な方向を示すことで、これらを総合的かつ計画的に推進します。

2. 環境基本計画の役割

本計画は、市政経営の基本である「第9次豊田市総合計画」における環境分野のマスタープランとして位置づけられ、環境分野に関連する各種施策を推進する上で、基本となる計画です。

加えて、本計画の自然共生分野は、生物多様性基本法第13条に基づく生物多様性地域戦略（旧 豊田市の生物多様性に関わる行動目標）としても位置づけます。

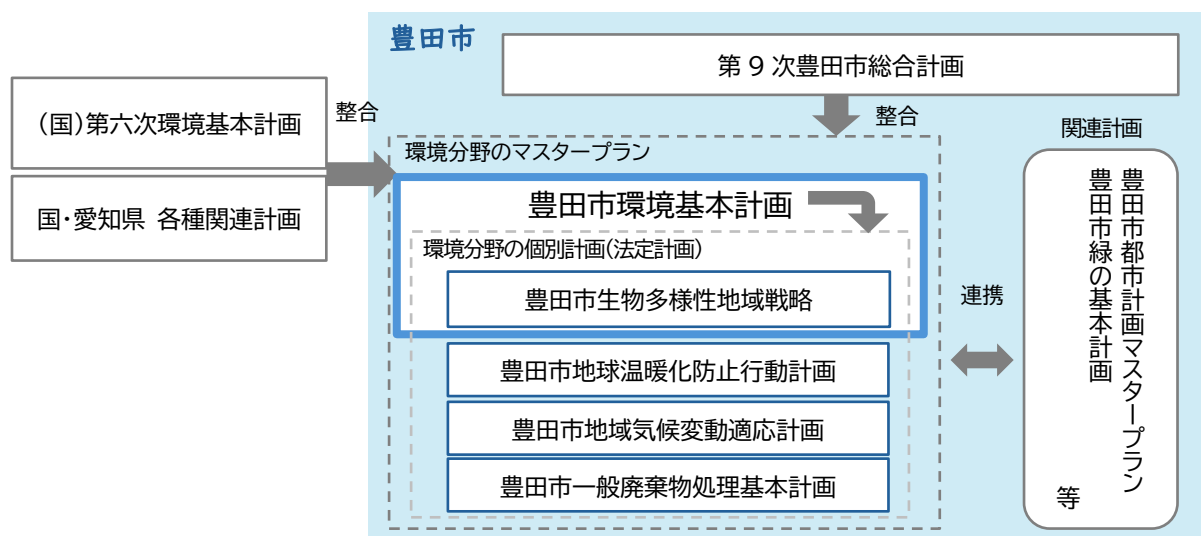


図 1.1 豊田市環境基本計画の位置づけ

3. 計画期間

本計画の計画期間は、2026年度から2035年度までの10年間とします。本計画は環境分野に関する普遍的な方向性を定め、それを前提に施策や事業が計画期間中の社会経済情勢の変化に機動的かつ柔軟に対応できる計画とします。



第9次豊田市総合計画

本市は、2024年度に第9次豊田市総合計画を策定しました。第9次豊田市総合計画は、豊田市がめざすまちづくりの方向性を明らかにし、その実現に向けた取組を市民と共働で進めるための最も基本となる計画です。

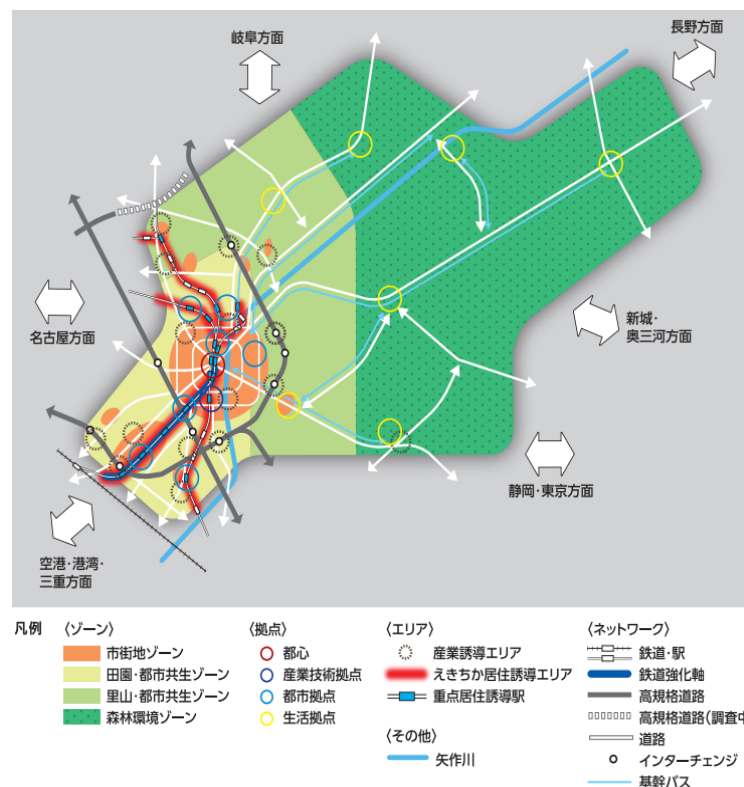
第9次豊田市総合計画では、長期（2050年）を展望して設定する「ミライ構想」と今後5年間で特に注力する取組の方向性を示す「ミライ実現戦略2030」の2つの構成となっています。

○ミライ構想

「拠点連携型都市」を目指す将来都市構造の基本的な考え方として、自然災害に備えるとともに、環境負荷の抑制や都市経営の効率化等に配慮し、長期の視点を持って戦略的に、農地や森林、河川等の自然環境の保全と市民の暮らしが調和する土地利用を図ることを定めています。

○ミライ実現戦略2030

「ともにこどものミライに夢と希望をつくる」と「ともにミライにつながるまちをつくる」の2つを取組方針とし、「人口減少社会におけるまちの担い手である『こども起点』でまちづくりを考えること」、「誰もが『つながり合う』まちづくりを進めること」、「人を支える『まちの基盤』をつくること」を5年間で特に注力する3つの視点として定めています。



出典：豊田市「第9次豊田市総合計画 本冊」2025年3月

図 1.2 第9次豊田市総合計画将来都市構造イメージ

第2節 計画策定の背景

気候変動や生物多様性、ごみの問題など、豊田市を取り巻く環境は人間活動により多くの影響を受けています。これらの課題解決に向けて、これまでの対策の延長ではなく、様々な政策分野との連携を図りながら、持続可能な社会を目指す必要性が高まっています。

1. 環境問題に関する国際社会の情勢や国内の動向

(1) 気候変動対策分野

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）が2021年から2022年にかけて公表した第6次評価報告書では、人間活動が温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないことを報告しています。

実際に、1970年以降、世界の平均気温は過去2000年間のどの50年間よりも速く上昇しています。2024年の世界平均気温は、観測史上最高で、産業革命前（1850-1900年の平均気温）と比べて1.55℃上昇しています（図1.3）。

この状況を受けて国際連合のグテーレス事務総長はパリ協定で定めた1.5度目標の軌道に戻るためには、より一層の取組の強化が必要であるとの認識を示しており、今すぐ対策を取ることが求められています。

日本政府は2020年10月に日本が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2021年4月には、『2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく』ことを日本のNDC¹として決定しました。2025年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量について2035年度と2040年度に2013年度比でそれぞれ60%、73%削減を目指すことが新たに示されました。

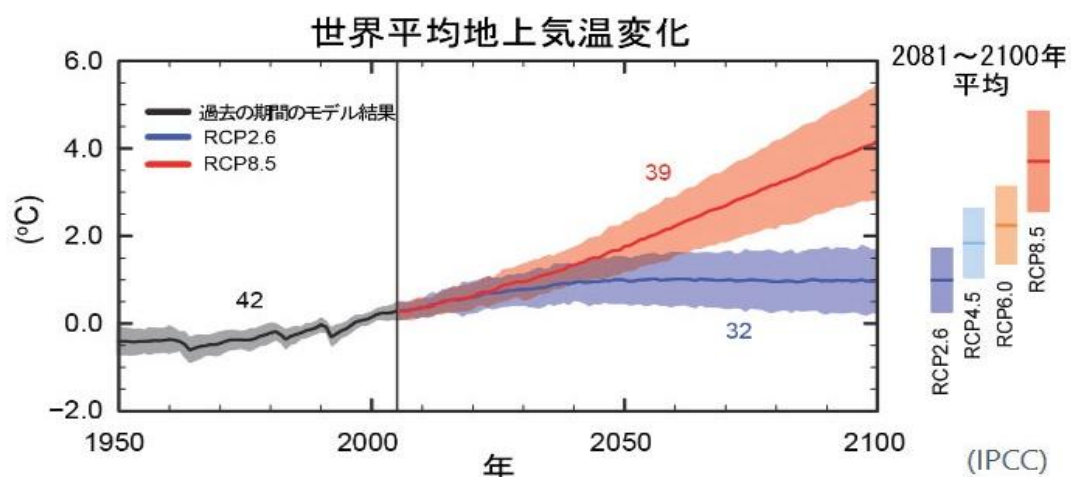


図 1.3 産業革命前（1850-1900年）を基準とした世界の平均気温の変化

¹ Nationally Determined Contribution：パリ条約に基づく、『国が決定する貢献』であり、パリ協定批准国が作成・通報・維持しなければならない“温室効果ガスの排出削減目標”等のこと。

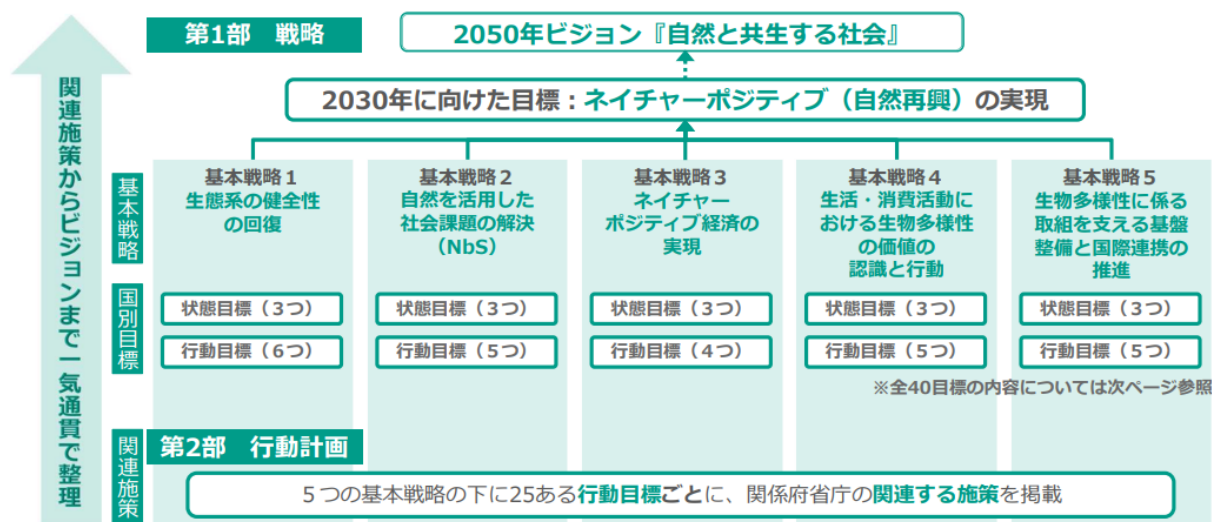
(2) 自然共生分野

2019 年に IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）が公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」において世界の陸地の 75%は著しく改変され、海洋の 66%は複数的人為的な影響を受け、湿地の 85%以上が消失していると評価されていることから、人間活動に起因する気候変動や自然環境の改変、外来種の持ち込み等が生態系を破壊し、生物種の大幅な減少を深刻化していることが明らかとなっています。

2022 年 12 月には、生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030 年までに陸と海のそれぞれ 30%以上の面積で健全な生態系を保全する『30by30 目標』が定められました。

日本では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応して 2023 年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」において 2030 年のネイチャーポジティブ²を達成するために、生態系の健全性の回復や生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動等 5 つの基本戦略が定められました。

また、基本戦略ごとに設定された 2030 年に向けた行動目標には『30by30 目標』の達成や環境教育の推進等に向けた施策を位置づけています。



出典：環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要」2023 年 3 月

図 1.4 「生物多様性国家戦略 2023-2030」の概要

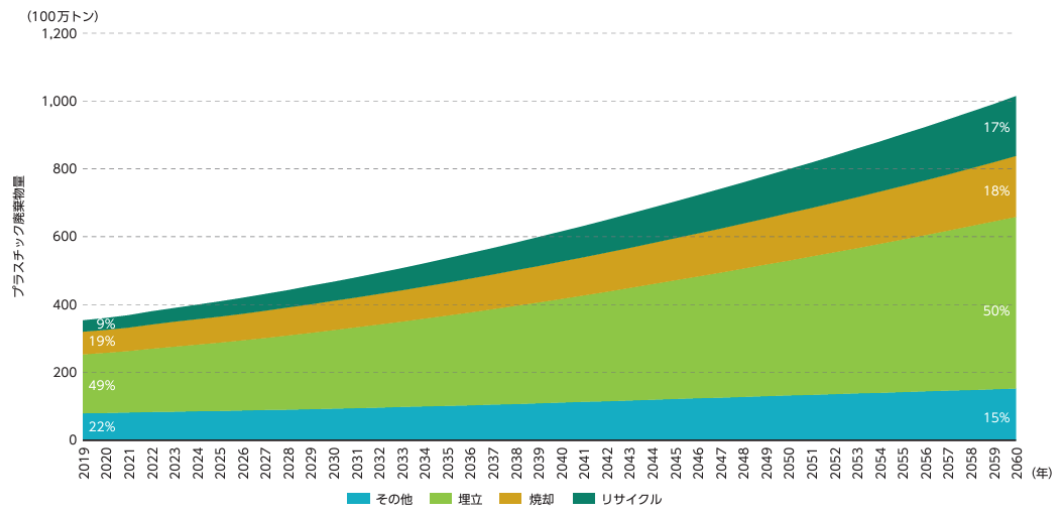
² ネイチャーポジティブ：日本語訳で『自然再興』といい、『自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる』こと。

(3) 循環型社会形成分野

経済協力開発機構（OECD）の報告によると、世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は2019年から2060年までにほぼ3倍に増加すると予測されています。この問題に対処するため、各国で使い捨てプラスチックの規制やリサイクル技術の開発が進められています。

2023年5月に開催されたバーゼル条約³第16回締約国会議（COP16）では、非有害な電気・電子機器廃棄物も規制対象に追加され、「プラスチック廃棄物の適正処理に関するガイドライン」も更新されました。

日本では、2024年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」と2024年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」において資源の有効活用と廃棄物の発生抑制を目指すものであるサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が重要な政策課題とされています。



出典：環境省「令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」2024年6月

図 1.5 年間のプラスチック廃棄物量（予測）

(4) 生活環境保全分野

近年、SDGs（持続可能な開発目標）⁴の目標に位置づけられているように、各国が協力して大気汚染や水質汚濁等の問題に対処しています。

日本では、事業活動等に伴って発生する大気の汚染や水質の汚濁、騒音や振動、悪臭等について、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等により必要な規制を行い、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全しています。

³ バーゼル条約：1992年に発効した有害廃棄物の国境を越える移動等の規制について国際的な枠組みや手続等を定めた「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」

⁴ SDGs（持続可能な開発目標）：2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標であり、17のゴールと169のターゲットから構成される。

2. 豊田市の現状

1) 地勢

豊田市は、愛知県の北部のほぼ中央に位置し、面積が918.32 km²で、愛知県全体の17.8%に相当します。

市域の南西部には住宅地や商業施設、産業施設が多く集積しており、都市構造が発達した地域となっています。一方で、豊田市域の東部は、比較的なだらかな山地や丘陵が広がり、市域のおよそ7割を森林が占めています。また、市内を北から南に縦貫する矢作川をはじめとした豊富な水資源にも恵まれており、都市的機能と豊かな自然環境が共存する、多様な地勢的特性を持っています。

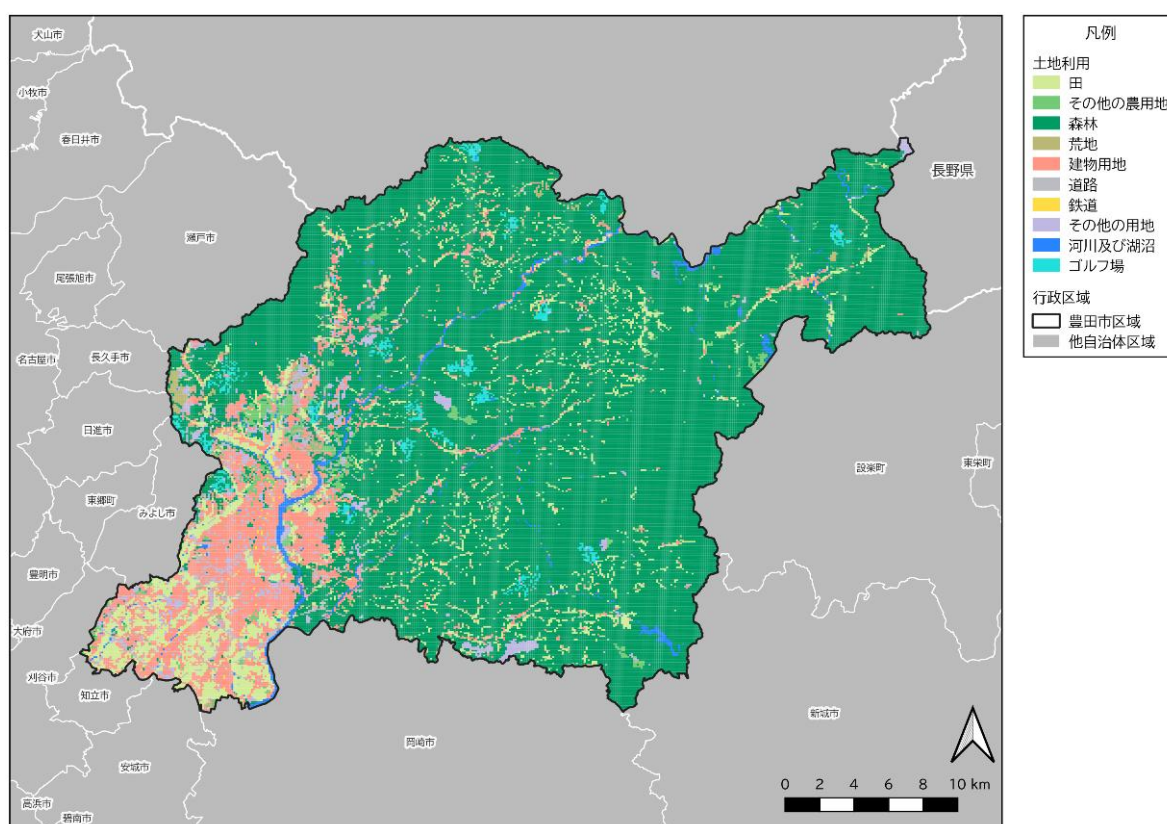


図 1.6 豊田市の土地利用図

2) 気象

豊田市の直近 5 年間の月別平均降水量は 7 月が 284.3mm と最も多く、1 月が 36.0mm と最も少なくなっています。また、平均気温は 8 月が 28.2℃と最も高く、1 月が 4.2℃と最も低い状況です。

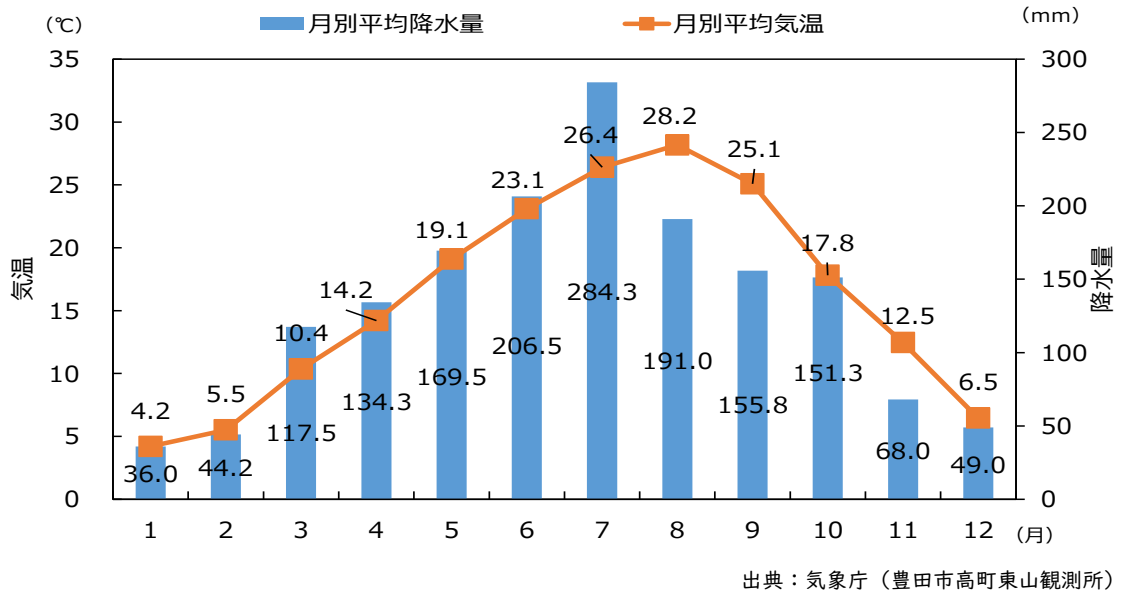


図 1.7 豊田市の直近 5 年間（2019～2023 年）の月別平均降水量及び月別平均気温

3) 人口・世帯数

豊田市の人口は 2022 年度時点で約 42 万人です。総世帯数は増加傾向にありますが、1 世帯当たりの人口は減少傾向にあることから、世帯人員が減少していると推測されます。

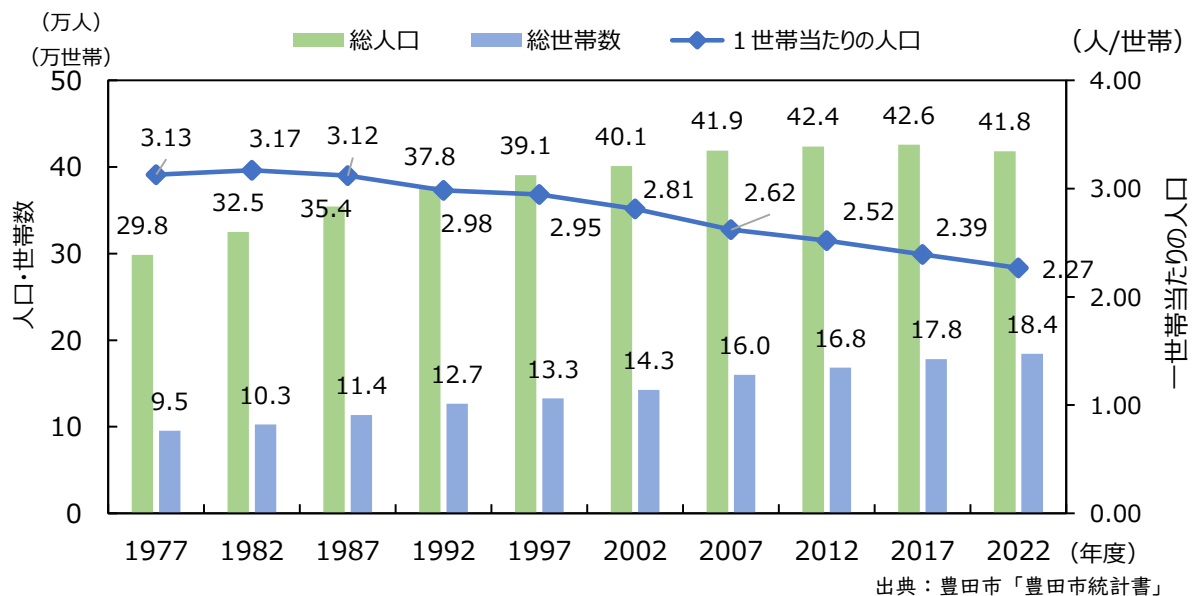


図 1.8 豊田市の人口・世帯数の推移

4) 産業

2021 年の産業分類別事業所数の割合をみると、卸売・小売業が 21.0%と最も高く、宿泊業・飲食サービス業が 12.6%、製造業が 10.7%と続いています。

産業分類別従業者数の割合では、製造業が 44.7%と最も高く、卸売・小売業が 11.7%、医療・福祉が 7.9%と続いています。

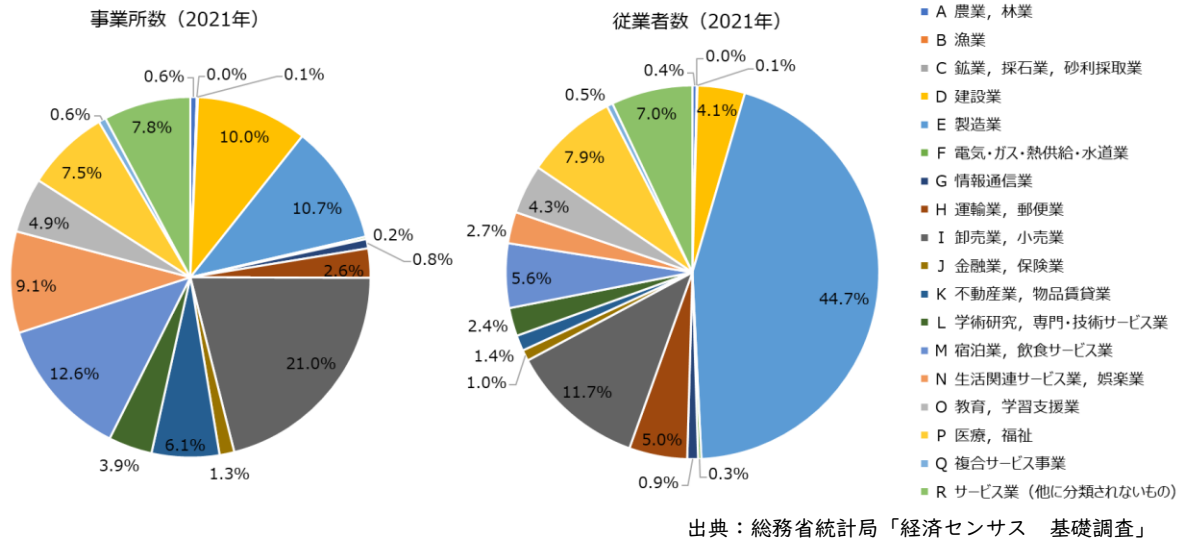


図 1.9 豊田市事業所数と従業者数の産業分類別割合 (2021 年)

5) 交通

市内の自動車登録台数は、2023 年度に約 37 万台となっており、この 5 年間は概ね横ばいで推移していますが、総世帯数の増加により 1 世帯あたりの自動車保有台数は漸減傾向となっています。

また、豊田市には名古屋鉄道（豊田線、三河線）、愛知環状鉄道、愛知高速交通（リニアモーターカー）の 4 線が通っています。

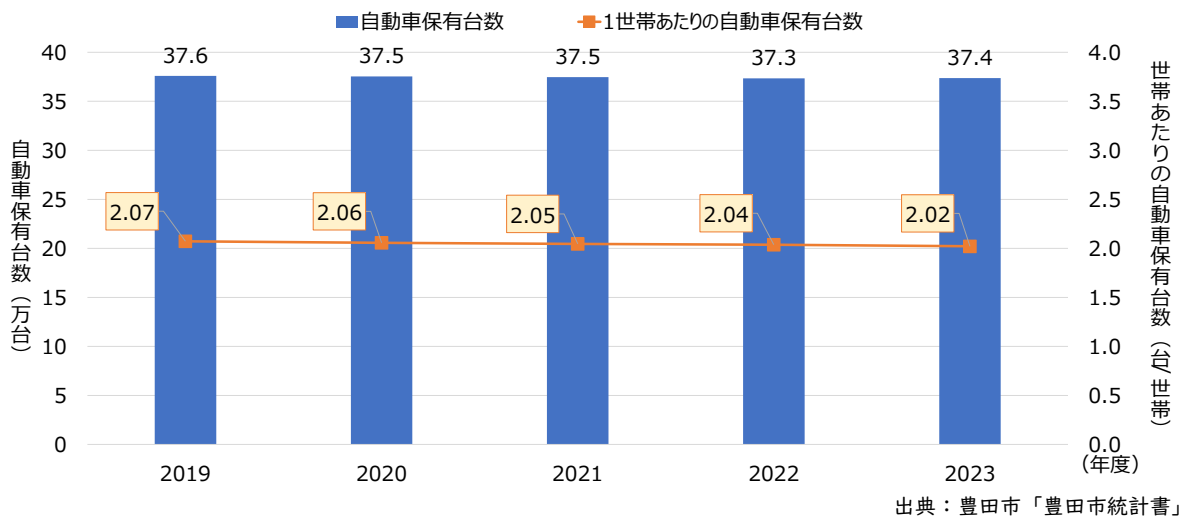


図 1.10 市内の 1 世帯あたり自動車保有台数の推移

第2章 計画の理念・目標

第1節 計画の理念

豊田市は市域の約7割に広大な森林が広がり、北から南に縦貫する一級河川矢作川を始めとした豊富な水資源があることや、世界的にも貴重な湿地が保全されているように、豊かな自然に恵まれています。その一方、自動車産業を核としたものづくり産業の中核都市として、先進的な技術を集積しています。この技術の集積を環境分野で最大限に活かすことにより、将来にわたり環境先進都市としての発展することが期待されます。

このような自然と都市が共存した環境は、これらの強みを活かした新しいライフスタイルを生み出すポテンシャルを備えています。

本計画では、「第9次豊田市総合計画」が示す将来都市像『つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた』を実現するとともに、環境の側面から持続可能な社会を目指すために、この計画で取り扱うすべての事柄に関する大原則として、計画の理念を次のとおり設定します。

<<計画の理念>>

私たちは、『WE LOVE とよた』を合言葉に、共働によるまちづくりの視点のもと、“豊かな自然の恵み”と“先進的な技術”を活かして、将来にわたって環境にやさしく、多様で豊かな豊田市をつくります。

第2節 めざす環境像

本計画では、計画の理念に基づいた上で、本計画の策定にあたり実施した市民・事業者・小中高生アンケート調査及びワークショップ⁵における意見や要望や本市の最上位計画である「第9次豊田市総合計画」、「豊田市環境基本条例」等を踏まえ、2050年のめざす環境像を次のとおり定めます。

豊かな心を育む、人と自然にやさしいまち・とよた

生活の基盤である『人』と『自然』を守り育てるために、環境分野の諸課題の解決に取り組み、『人と自然にやさしいまち』をつくることで、『豊かな心』を育み、健康で持続可能な、高い生活の質をミライ⁶につなげます。

⁵ 別紙資料「豊田市の環境に関する市民・事業者・小中高生アンケート調査報告書」、「ワークショップ実施報告書」を参照。

⁶ ミライ：本計画を通じ、現状の延長線上の将来を受け入れるのではなく、自らの行動で新しい将来を築き上げるという意味を込め、漢字の“未来”ではなく、カタカナの“ミライ”と表現する。

めざす環境像 『豊かな心を育む、人と自然にやさしいまち・とよた』のイメージ

- ：気候変動対策
- ▲：自然共生

- ：循環型社会形成
- ◆：生活環境保全

★：『豊かな心』を育むその他要素※

※地域・世代間の公平性確保、都市部と山村部の共生、
先進的な技術・情報の積極的な活用等の要素

【都市部】

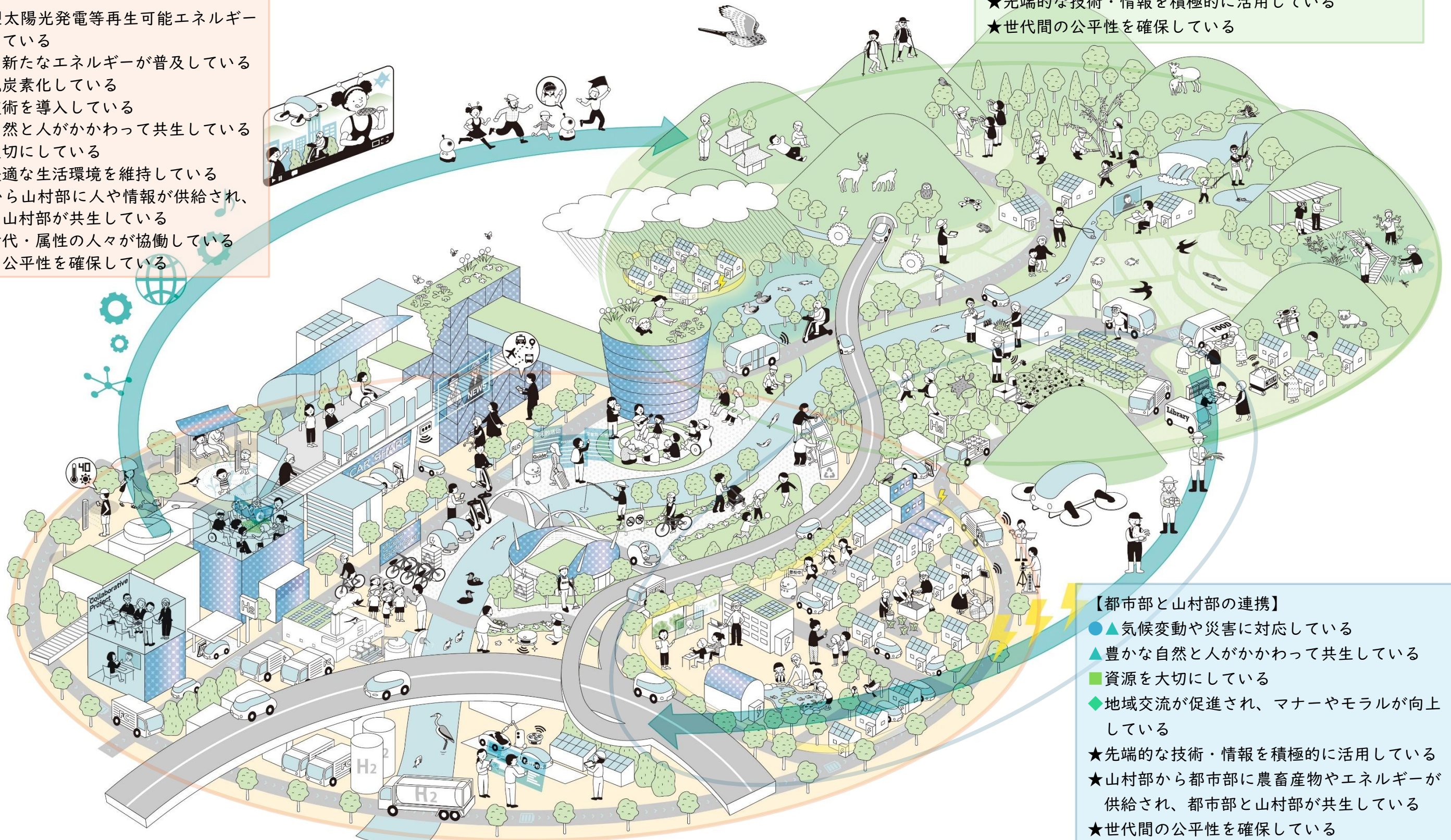
- 次世代型太陽光発電等再生可能エネルギーを活用している
- 水素等の新たなエネルギーが普及している
- 移動を脱炭素化している
- 省エネ技術を導入している
- ▲豊かな自然と人がかかわって共生している
- 資源を大切にしている
- ◆良好で快適な生活環境を維持している
- ★都市部から山村部に人や情報が供給され、都市部と山村部が共生している
- ★多様な世代・属性の人々が協働している
- ★世代間の公平性を確保している

【山村部】

- 省エネ技術を導入し、産業を脱炭素化している
- ▲気候変動や災害に対応している
- ▲自然環境を保全、再生している
- ▲豊かな自然と人がかかわって共生し、自然環境を活用している
- ◆良好で快適な生活環境を維持している
- ★先進的な技術・情報を積極的に活用している
- ★世代間の公平性を確保している

【都市部と山村部の連携】

- ▲気候変動や災害に対応している
- ▲豊かな自然と人がかかわって共生している
- 資源を大切にしている
- ◆地域交流が促進され、マナーやモラルが向上している
- ★先進的な技術・情報を積極的に活用している
- ★山村部から都市部に農畜産物やエネルギーが供給され、都市部と山村部が共生している
- ★世代間の公平性を確保している

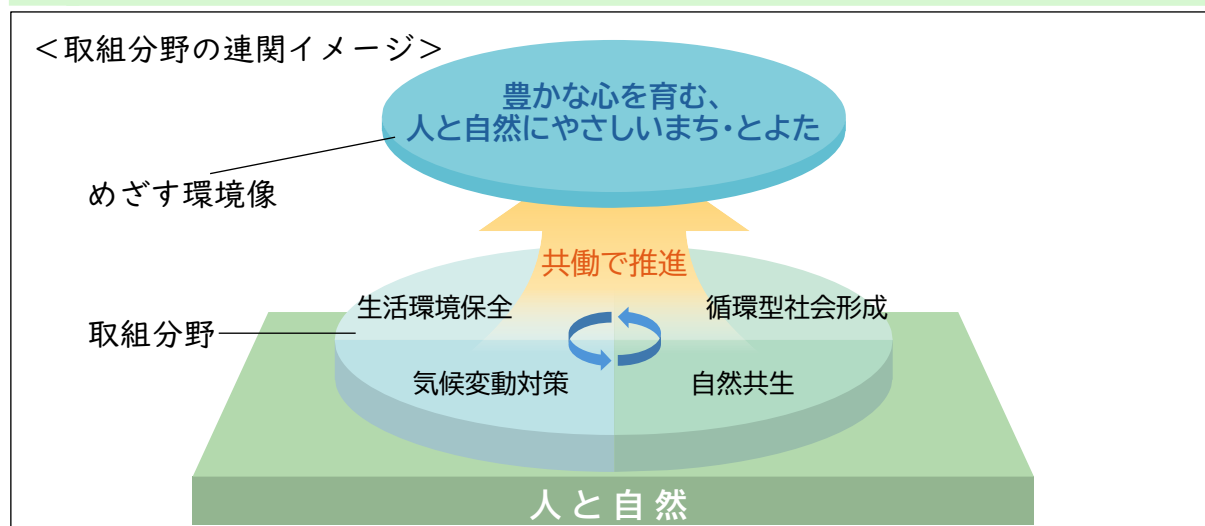


第3節 基本方針

めざす環境像を実現するため、4つの取組分野“気候変動対策”、“自然共生”、“循環型社会形成”、“生活環境保全”に対して、それぞれの基本方針を定めます。

並列しながら連関しているそれぞれの取組分野の基本方針を実現するための取組を、市民・事業者等と共働で推進することで、めざす環境像を実現します。

気候変動対策	基本方針1 気候変動に適応しながら脱炭素社会を実現するまち	暮らしや事業活動の中で脱炭素の行動や経営が浸透し、省エネ化や電化、再生可能エネルギーや新技術の利活用が行われるとともに、気候変動によって生じるリスクに多分野で対応することで、脱炭素社会が実現し、気候変動に適応したまちを目指します。
自然共生	基本方針2 豊かな自然と人がつながり、ミライへつなぐまち	豊田市の自然と関わり共生するライフスタイルやワークスタイルが定着し、自然から受ける恵みを最大限享受しており、それらを守り・育み・活用する取組が積極的に行われていることで、豊かな自然をより良好な状態で将来世代に繋ぐまちを目指します。
循環型社会形成	基本方針3 ミライにつながる循環型のまち	限りある資源を大切に思う価値観やライフスタイルが浸透しており、資源を余すことなく循環利用が可能となる高度な資源循環システムが確立されていることで、持続可能な循環型社会が実現したまちを目指します。
生活環境保全	基本方針4 良好な生活環境をミライにつなぐまち	環境汚染等のリスクへの対策や市民・事業者の自主的な取組により、身近な生活環境が良好に維持されており、心地よく快適に暮らせるまちを目指します。



第3章 目標達成のための施策の展開

第1節 施策の体系

4つの基本方針に施策の柱を位置づけ、その状態を表す指標で施策を評価します。

将来像	基本理念	めざす環境像	施策の柱		
つながる つくる暮らし楽しむまち・とよた	私たちは、『WELCOMEとよた』を合言葉に、共働によるまちづくりの視点のもと、 ”豊かな自然の恵み”と”先進的な技術”を活かして、 将来にわたって環境にやさしく、多様で豊かな豊田市をつくりまします	豊かな心を育む、人と自然にやさしいまち・とよた	気候変動対策	基本方針 1	①再生可能エネルギーの利用促進
				気候変動に適応しながら脱炭素社会を実現するまち	②省エネ化と電化の促進
					③新たなエネルギーや技術の普及促進
					④多分野連携によるまちの脱炭素化
					⑤気候変動への適応
自然共生	基本方針 2	豊かな自然と人がつながり、ミライへつなぐまち	①豊かな自然環境の保全と再生		
			②生物多様性保全への理解・行動の促進		
			③多様な主体の参画の促進		
循環型社会形成	基本方針 3	ミライにつながる循環型のまち	①廃棄物の発生抑制の促進		
			②資源の循環利用の促進		
			③廃棄物処理の脱炭素化		
生活環境保全	基本方針 4	良好な生活環境をミライにつなぐまち	④廃棄物の適正処理の推進		
			⑤持続可能な廃棄物処理体制の構築		
			①環境汚染の防止とリスク低減		
				②事業者の自主的取組の促進	
共働の視点を各分野に包含					

まちの状態指標	現状値 (把握年度)	目指す方向
二酸化炭素排出量	243 万 t-CO ₂ (2022 年度)	↓
再生可能エネルギー導入率	28.4% (2023 年度)	↑
再生可能エネルギーを調達している事業者の割合	25.0% (2024 年度)	↑
脱炭素社会の実現に向けて行動する市民の割合	33.0% (2024 年度)	↑
脱炭素に向けて行動する事業者の割合	31.1% (2024 年度)	↑
気候変動影響への適応に積極的に取り組む市民の割合	17.8% (2024 年度)	↑
生物多様性を保全する活動・イベントに参加したことがある市民の割合	24.4% (2024 年度)	↑
「生き物や自然の豊かさ」に対する市民の満足度	60.9% (2024 年度)	↑
生物多様性を理解している市民の割合	33.1% (2024 年度)	↑
生物多様性保全活動に取り組む事業者の割合	28.9% (2024 年度)	↑
1 人 1 日当たりのごみ排出量 家庭系ごみ（資源を除く）	497.3 g (2023 年度)	↓
家庭系ごみ分別適正率※1 プラスチック使用製品廃棄物 ※1 分別適正率＝資源化量/（燃やすごみ中の資源混入量＋資源化量）	21.7% (2023 年度)	↑
周辺環境への市民の満足度(全体)	62.5% (2024 年度)	↑

第2節 施策の内容

<全体構成>

各取組分野において、基本方針を具体的に表した目指す姿とそのイメージ、その状態を評価するための指標を設定します。

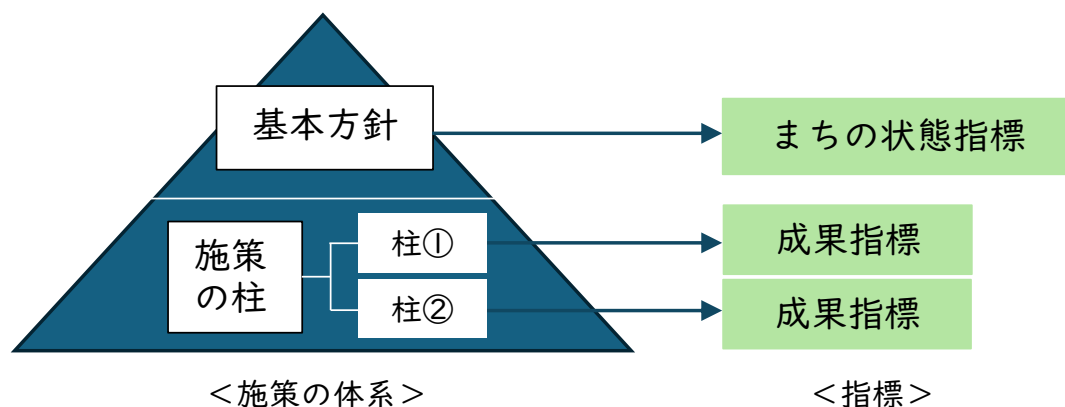
その上で、目指す姿を達成するために実施する施策の柱として、現状と課題を整理し、その課題解決に向けた施策の方向性、その成果を評価するための指標を設定します。

取組分野 1 ● ● ● ● ● ● ● ●			施策の柱① ● ● ● ● ● ● ● ●																													
基本方針1 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●			【現状と課題】 ● ● ● ● ● ● ● ●																													
具体的なまちの目指す姿 ● ● ● ● ● ● ● ●			【施策の方向性】 ● ● ● ● ● ● ● ●																													
イメージ 																																
まちの状態指標と目指す方向 <table border="1"> <thead> <tr> <th>まちの状態指標</th> <th>現状値(把握年度)</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● ● ● ● ●</td> <td>● ● ● ● ● (● ● 年度)</td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>● ● ● ● ●</td> <td>● ● ● (● ● 年度)</td> <td>↑</td> </tr> <tr> <td>● ● ● ● ●</td> <td>● ● ● (● ● 年度)</td> <td>↑</td> </tr> </tbody> </table>			まちの状態指標	現状値(把握年度)	目指す方向	● ● ● ● ●	● ● ● ● ● (● ● 年度)	↓	● ● ● ● ●	● ● ● (● ● 年度)	↑	● ● ● ● ●	● ● ● (● ● 年度)	↑	成果指標と目指す方向 <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>現状値(把握年度)</th> <th>目指す方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● ● ● ● ●</td> <td>● ● ● (● ● 年度)</td> <td>↑</td> </tr> <tr> <td>● ● ● ● ●</td> <td>● ● ● (● ● 年度)</td> <td>↑</td> </tr> <tr> <td>● ● ● ● ●</td> <td>● ● ● (● ● 年度)</td> <td>↑</td> </tr> <tr> <td>● ● ● ● ●</td> <td>● ● ● (● ● 年度)</td> <td>↑</td> </tr> </tbody> </table>			成果指標	現状値(把握年度)	目指す方向	● ● ● ● ●	● ● ● (● ● 年度)	↑	● ● ● ● ●	● ● ● (● ● 年度)	↑	● ● ● ● ●	● ● ● (● ● 年度)	↑	● ● ● ● ●	● ● ● (● ● 年度)	↑
まちの状態指標	現状値(把握年度)	目指す方向																														
● ● ● ● ●	● ● ● ● ● (● ● 年度)	↓																														
● ● ● ● ●	● ● ● (● ● 年度)	↑																														
● ● ● ● ●	● ● ● (● ● 年度)	↑																														
成果指標	現状値(把握年度)	目指す方向																														
● ● ● ● ●	● ● ● (● ● 年度)	↑																														
● ● ● ● ●	● ● ● (● ● 年度)	↑																														
● ● ● ● ●	● ● ● (● ● 年度)	↑																														
● ● ● ● ●	● ● ● (● ● 年度)	↑																														

<指標の設定>

施策の評価方法として、各基本方針における目指す姿の状態を表す指標として“まちの状態指標”、施策の柱における成果を表す指標として成果指標を設定し、それぞれの目指すべき方向を定めます。

各施策の柱において実施する予定の施策、事業や個別の目標については、年度ごとの施策評価により機動的かつ柔軟に見直し、実施します。



取組分野 | 気候変動対策

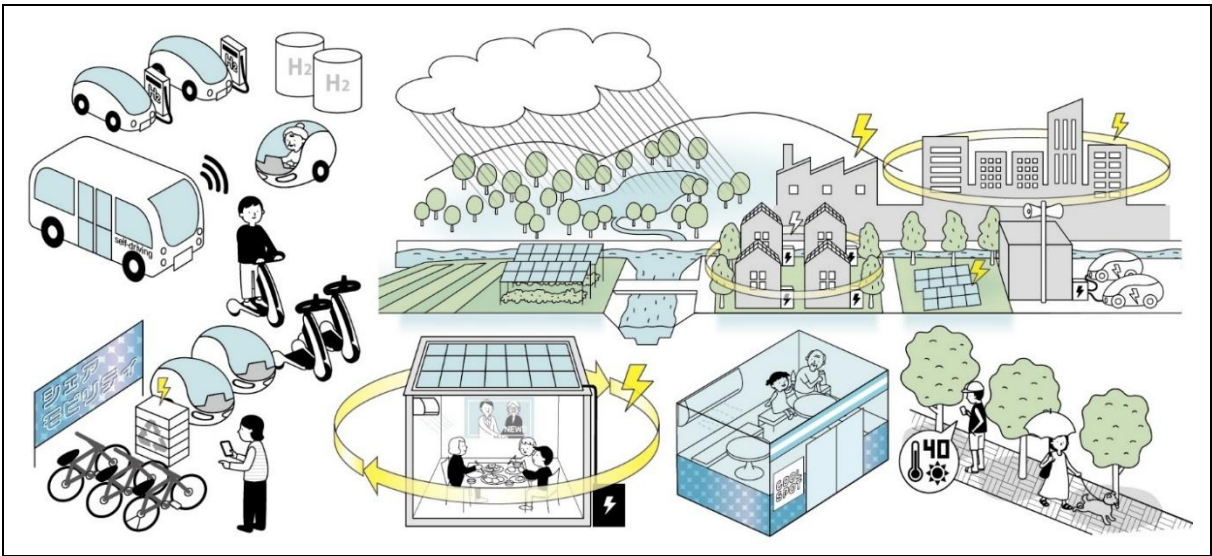
[illegible]

暮らしや事業活動の中で脱炭素の行動や経営が浸透し、省エネ化や電化、再生可能エネルギーや新技術の利活用が行われるとともに、気候変動によって生じるリスクに多分野で対応することで、脱炭素社会が実現し、気候変動に適応したまちを目指します。

具体的なまちの目指す姿

- 地域と共生する形で再生可能エネルギーが最大限導入され、地域のエネルギーで暮らしに必要な電力がまかなわれています。
- 主体的な意識変革や行動変容によって脱炭素型のライフスタイルが定着し、エネルギー管理や設備更新、電化によって省エネ化が徹底されています。
- 水素をはじめとした新たなエネルギーや新技術を活用して二酸化炭素排出量を削減するインフラ及び制度が構築されています。
- 多様な脱炭素モビリティや次世代エネルギーを活用し、地域産業の活性化を図りながら豊かな自然と調和した脱炭素型のまちが構築されています。
- 気候変動に伴う災害の頻発化、激甚化や顕著な暑熱のリスクが高まる中、住民の命と健康を守りながら快適な暮らしが実現しています。

イメージ



まちの状態指標と目指す方向

まちの状態指標	現状値(把握年度)	目指す方向
二酸化炭素排出量	243 万 t-CO ₂ (2022 年度)	↓
再生可能エネルギー導入率	28.4% (2023 年度)	↑
再生可能エネルギーを調達している事業者の割合	25.0% (2024 年度)	↑

まちの状態指標と目指す方向

まちの状態指標	現状値(把握年度)	目指す方向
脱炭素社会の実現に向けて行動する市民の割合	33.0% (2024 年度)	↑
脱炭素に向けて行動する事業者の割合	31.1% (2024 年度)	↑
気候変動影響への適応に積極的に取り組む市民の割合	17.8% (2024 年度)	↑

施策の柱① 再生可能エネルギーの利用促進

【現状と課題】

本市は、再生可能エネルギー（以下、再エネという）発電設備の導入促進に向け、市民及び市内事業者向けに、再エネ等設備費用の助成や再エネ設備に係る固定資産税等の減免、公共施設への率先導入等を行っています。こうした取組により、助成制度は多くの市内関係者に活用され、再エネ導入率は年々上昇しています。

一方、市民アンケート調査の結果、太陽光発電設備の導入を予定していないと回答した市民の割合は 8 割近くいることから、まだ導入の余地があるため、助成制度の周知や理解促進をさらに進める必要があります。

また、豊田市には工業団地や物流拠点が多数存在し、大規模な事業所もあることから建物の屋根に太陽光発電設備を導入できるポテンシャルが大きく、さらなる導入促進策を実施することで再エネ導入量を増加できる余地があると考えられます。

さらに、地域内で生み出した再エネの環境価値を地域内に留めることで地域の脱炭素につなげるだけでなく、エネルギーの安定供給や送電ロスの低減等のメリットが大きいことから、エネルギーの地産地消の促進を図ることも必要です。激甚化する災害への備えとしても自家消費型の再エネ導入を促進することで、地域におけるエネルギー面でのレジリエンス向上にもつながるため、引き続き推進する必要があります。

【施策の方向性】

市民・事業者向けの再エネ発電設備や蓄電設備の導入促進、公共施設へのさらなる太陽光発電設備の導入のほか、再エネ電力やグリーン電力証書等も活用することで、市内の再エネが地域で有効利用され、地域のレジリエンスが向上した状態を目指します。

成果指標と目指す方向

成果指標	現状値(把握年度)	目指す方向
再生可能エネルギー導入量(太陽光のみ)	276MW (2023 年度)	↑
スマートハウス普及件数(累計)	2,019 件 (2024 年度)	↑
住宅用太陽光発電※1 の導入量	94MW (2023 年度)	↑
事業用太陽光発電※2 の導入量	182MW (2023 年度)	↑

※1 FIT 導入量（太陽光発電、10kW 未満）

※2 FIT 導入量（太陽光発電、10kW 以上）

施策の柱② 省エネ化と電化の促進

【現状と課題】

本市は、省エネ設備の購入や ZEH⁷の購入・改修費用の補助により省エネ設備の導入を促進しています。民生部門、産業部門での省エネ化が進んでおり、特に、市内の二酸化炭素排出量の半分以上を占める産業部門では、大規模事業者の率先的な取組の効果もあり、製造品出荷額が増加傾向にある一方で、二酸化炭素排出量は減少傾向です。(図 3.1)

本市では補助金や普及啓発等による行動変容を促進してきていますが、これらに加え、脱炭素行動の実践・継続につながる取組が必要です。

事業者支援として、設備投資支援や脱炭素経営の支援等ハードとソフトの両面で支援しています。市内中小企業への講習会やセミナーの開催、相談窓口を設ける等の伴走型支援を引き続き行い、脱炭素化の取組を定着させることが必要です。

【施策の方向性】

住宅、事業所・工場の省エネ化、事業者の脱炭素の取組支援等を積極的に進め、行動促進等の取組を加速させることで、脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルが定着し、市民・事業者ともに省エネが徹底された状態を目指します。

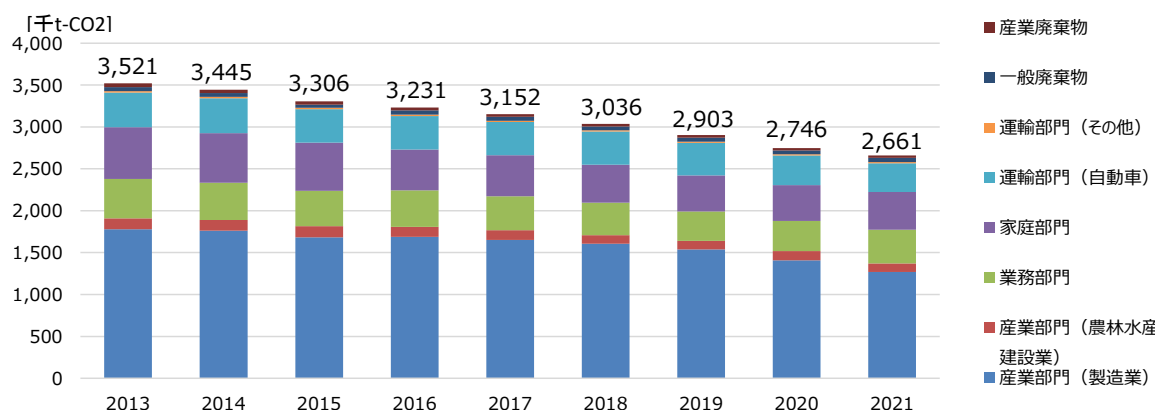


図 3.1 豊田市の部門別の二酸化炭素排出量の推移

成果指標と目指す方向

成果指標	現状値(把握年度)	目指す方向
スマートハウス普及件数(累計)(再掲)	2,019 件(2024 年度)	↑
民生部門(業務)の二酸化炭素排出量	40 万 t-CO ₂ (2022 年度)	↓
民生部門(家庭)の二酸化炭素排出量	42 万 t-CO ₂ (2022 年度)	↓
本市の事務事業による二酸化炭素排出量	6 万 t-CO ₂ (2023 年度)	↓

⁷ ZEH: Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略語。建物の断熱性能を高め、高効率な設備導入によって「省エネ」を実現し、太陽光発電等による「創エネ」と併せ、エネルギー収支が正味ゼロになる住宅のこと。

施策の柱③ 新たなエネルギーや技術の普及促進

【現状と課題】

豊田市をフィールドとして活躍する事業者、大学、金融機関、商工団体等と本市は、業種の垣根を越えて連携するプラットフォーム「つながる社会実証推進協議会」を 2016 年に設立し、会員企業との連携によってカーボンニュートラル達成のための新エネルギーや AI・IoT 等の先進技術の実証・実装に取り組み、地域の課題解決を目指してきました。引き続き技術の集積を環境分野で最大限に活かすことにより、将来にわたって環境先進都市として他都市をリードすることを目指します。

次世代のエネルギーとして期待される水素については、エコフルタウン（2024 年閉館）を活用した燃料電池モビリティや水素ステーションの普及促進等「水素・アンモニア社会実装推進会議」の一員として水素社会の実現に取り組んできましたが、さらなる水素エネルギーに関する社会受容性を向上することが必要です。

豊田市は首都圏と関西圏の中間地点という立地条件や高速道路が通る等物流拠点の機能を有することから、まずは商用車の水素利用の推進に取り組む必要があります。また、製造業の熱需要や大型商用車等電化が困難な領域に対しては水素転換が有用であることから、産業振興にもひ益するような水素技術の早期実装を目指す必要があります。

【施策の方向性】

公民連携による先進技術の開発・活用の促進、水素社会の実現に向けた取組の推進等を積極的に進めることで、環境先進都市として脱炭素社会に向けた取組が広く行われ、水素サプライチェーンが構築されたまちを目指します。

成果指標と目指す方向

成果指標	現状値(把握年度)	目指す方向
水素社会推進に関する検討ワーキング等の実施件数	0 件 (2024 年度)	↑
FCトラック普及台数	0 台 (2024 年度)	↑

施策の柱④ 多分野連携によるまちの脱炭素化

【現状と課題】

GX⁸は、経済社会システム全体の変革であるため、全ての市民や事業者が一体となった脱炭素化が必要です。

特に豊田市の交通網は自動車への依存度が高く、自動車産業が集積している豊田市においては交通分野における取組が重要です。自動車産業に対しては次世代自動車の需要創出やインフラ整備等を通して、自動車産業の活性化が求められます。自動車の利用者に対しては公共交通機関の利用促進、自家用車の次世代自動車への転換が特に求められます。

市民アンケート調査の結果、次世代自動車を実際に導入している、または導入する予定があると回答した市民の割合は、10%程度と十分に普及しているとは言えないことから、次世代自動車の導入補助を継続的に実施する等温室効果ガス排出量の少ない移動手段を選択する自発的な行動への転換が必要です。

豊田市には豊かな自然を活用した林業、農業も盛んであることから、持続可能な森づくりによる温室効果ガス吸収源対策と、農業、畜産からの温室効果ガス排出削減対策も必要です。

【施策の方向性】

次世代自動車の普及、カーシェアリングの普及、公共交通の利用促進等を進めることで、交通分野の脱炭素化を目指します。また、製造業、農林業においてGX化を図るほか、市内林材の有効活用、山村部の適切管理等を行うことで、多分野で脱炭素が進んだ仕組みづくりやまちづくりを目指します。

成果指標と目指す方向

成果指標	現状値(把握年度)	目指す方向
新車販売台数に占める次世代自動車 (自家用車)の割合	62.1% (2023 年度)	↑
新車販売台数に占める次世代自動車 (商用車)の割合	16.6% (2023 年度)	↑
産業部門の二酸化炭素排出量	116 万 t-CO ₂ (2022 年度)	↓
森林吸収量	16 万 t-CO ₂ (2022 年度)	↑

⁸ GX（グリーントランスフォーメーション）：排出削減と経済成長の両立を実現するという社会変革に向けた取組のこと。

施策の柱⑤ 気候変動への適応

【現状と課題】

豊田市では豪雨災害や熱中症患者の増加等、気候変動の影響が顕在化しているため、気候変動適応に対する関心が高くなっています。本市は、暑さ対策として『クーリングシェルター』を全国に先駆けて設置したり、小中学校の体育館等に空調設備を設置したりしていますが、気候変動の影響に適応するための取組を強化する必要があります。

本市は、豊田市気候変動適応プラットフォームを活用した啓発を行っています。気候変動適応は農林業や産業、生態系等幅広い分野に対して影響を及ぼしていることから、情報収集や周知啓発を継続的に行うことが必要です。

【施策の方向性】

本市は、農林業や産業、生態系等市内の気候変動の影響をモニタリングするとともに、国や研究機関が発信している影響や課題についての情報を収集し、発信します。情報発信には、豊田市気候変動適応プラットフォームを引き続き活用します。

また、気候変動の影響リスクに備え、ソフトとハードの両面から対策を行うことで気候変動に適応したまちづくりを目指します。

成果指標と目指す方向

成果指標	現状値(把握年度)	目指す方向
気候変動適応策推進事業への参加者数	676 人 (2024 年度)	↑
豊田市気候変動適応プラットフォーム閲覧者数	6,264 件 (2024 年度)	↑
熱中症搬送者数	406 人 (2024 年度)	↓

取組分野 2 自然共生

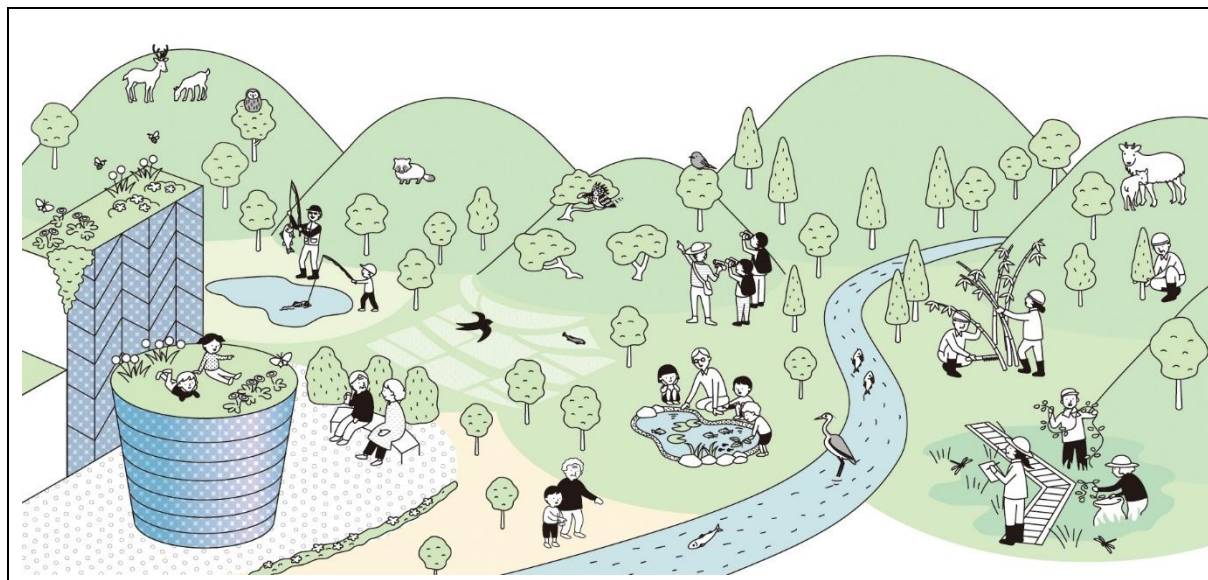
基本方針2 豊かな自然と人がつながり、ミライへつなぐまち

豊田市の自然と関わり共生するライフスタイルやワークスタイルが定着し、自然から受ける恵みを最大限享受しており、それらを守り・育み・活用する取組が積極的に行われていることで、豊かな自然をより良好な状態で将来世代に繋ぐまちを目指します。

具体的なまちの目指す姿

- 良好な自然環境が保全・再生されるとともに、さまざまな社会資本整備の中で、自然を増やす取組が進められ、生態系ネットワークが構築・維持されることで、在来の動植物が安定して生育・生息しています。
- 自然環境がもつ公益的機能⁹が向上し、防災や減災といったグリーンインフラとしての機能が発揮されるとともに、自然環境を活用した持続可能で魅力ある地域づくりが実現されています。
- さまざまな自然体験を通じて、自然と暮らしの関係性についての理解・関心が高まることで、生物多様性に配慮した行動を実施する人が増えるとともに、身近な自然や地元への愛着を育んでいます。
- 市域の生物多様性の保全において、市民や事業者等の多様な主体と連携した積極的な取組が展開され、活動の輪が広がっています。

イメージ



⁹ 公益的機能：土砂災害防止や水質の浄化といった社会全体に利益をもたらす機能

まちの状態指標と目指す方向

(豊田市生物多様性地域戦略※における生物多様性の保全、持続可能な利用の目標)

まちの状態指標	現状値(把握年度)	目指す方向
生物多様性を保全する活動・イベントに参加したことがある市民の割合	24.4%(2024 年度)	↑
『生き物や自然の豊かさ』に対する市民の満足度	60.9%(2024 年度)	↑
生物多様性を理解している市民の割合	33.1%(2024 年度)	↑
生物多様性保全活動に取り組む事業者の割合	28.9%(2024 年度)	↑

※豊田市生物多様性地域戦略については下記のとおりです。

豊田市生物多様性地域戦略について

① 生物多様性地域戦略としての位置づけ

本市では、2014 年に生物多様性地域戦略である「豊田市の生物多様性に関わる行動目標」を策定し、10 年が経過しました。

この間、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定され、2030 年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた『30by30 目標』の達成が掲げられるように、生物多様性を取り巻く環境が大きく変化しています。

これらの情勢を踏まえ、今後、一層の生物多様性保全を目指すため、本計画の取組分野 2「自然共生」を生物多様性基本法第 13 条に基づく生物多様性地域戦略（以下、豊田市生物多様性地域戦略という）として位置づけることとします。

② 豊田市生物多様性地域戦略の目的

豊田市生物多様性地域戦略は、行政のみならず市民・事業者等のすべての主体が生物多様性の保全及びその持続可能な利用の目標を共有するために策定するものです。

本市は、各施策及び事業を推進することで生物多様性保全及び持続可能な利用を早期に実現することを目指します。

③ 豊田市生物多様性地域戦略の対象区域

豊田市の全域を豊田市生物多様性地域戦略の対象区域とします。

施策の柱① 豊かな自然環境の保全と再生

【現状と課題】

本市では、2012年に「矢並湿地」、「上高湿地」及び「恩真寺湿地」を「東海丘陵湧水湿地群」としてラムサール条約に登録し、市民や事業者との共働により、東海地方の丘陵地帯の低湿地に生育・生息する希少な動植物を保全しています。

このほか、豊田市自然観察の森では、都市近郊の約150haの里山を確保することで、動植物の保全を図っているほか、市内の各所で、市民との共働により、様々な生物やその生息環境の保全が行われています。

また、本市では、関連計画¹⁰に基づき、良好な河川環境の創出や公園等の市街地での緑地創出、計画的な人工林の間伐、農地の保全等生物多様性の保全につながるさまざまな取組を行っています。さらには、山村部の活性化がその地域の環境保全と密接に結び付いていることから、都市部と山村部との交流を促進する取組等の移住定住施策も環境施策の一つとして位置づけています。

このように豊田市の持つ豊かな自然環境を保全・再生し、生態系がもつ公益的機能を維持・向上するためには、引き続きこれらの取組を推進する必要があります。

【施策の方向性】（豊田市生物多様性地域戦略における総合的・計画的に講ずべき施策）

本市が市民や事業者と連携して生物の生育・生息環境の保全・再生、水や緑の保全、農地や森林環境の保全を実施することで、豊かな自然環境を保全し、生態系がもつ公益的機能が向上したまちを目指します。

成果指標と目指す方向

成果指標	現状値(把握年度)	目指す方向
ラムサール条約湿地に生息する希少種 （東海丘陵要素植物）の数	8種（2024年度）	→

¹⁰ 関連計画：豊田市緑の基本計画、豊田市総合雨水対策マスタープラン、豊田市森づくり基本計画、豊田市農業基本計画等

施策の柱② 生物多様性保全への理解・行動の促進

【現状と課題】

本市では、環境学習施設である「豊田市自然観察の森」や「豊田市博物館」等を中心に、小学生向けの環境教育や市民向けの自然体験講座等を開催することで市民が豊かな自然とふれあう機会の充実化を図り、生物多様性の保全に関する普及啓発に取り組んでいます。

しかしながら、市民アンケート調査結果では、『自然観察会』に関心がある市民の割合は高いものの、実際に参加したことがある市民の割合は低い状況となっています。

生物多様性への理解を促進するために、環境教育・学習を引き続き充実させるとともに、より多くの市民が身近な自然に触れる機会を創出するために、多様なニーズを踏まえた魅力ある体験プログラムを提供する必要があります。

【施策の方向性】（豊田市生物多様性地域戦略における総合的・計画的に講ずべき施策）

環境教育・環境学習の充実により、生物多様性から得られる暮らしの基盤や健康、安全・安心、文化等の生態系サービス¹¹への理解を促進します。

また、身近な自然とのふれあいの機会を積極的に創出することで、地元への愛着を育み、生物多様性に配慮した行動を実施する市民が増えているまちを目指します。

成果指標と目指す方向

成果指標	現状値(把握年度)	目指す方向
自然観察の森の利用者数	24,789 人（2024 年度）	↑

¹¹ 生態系サービス：基盤の安定による防災・減災、食料や水の供給、気候の安定等私たちの暮らしを支える自然（生物多様性）から得られる恵み

施策の柱③ 多様な主体の参画促進

【現状と課題】

本市は、生物多様性保全の取組を支援するため、自然保護やビオトープづくり等を行う市民活動団体の活動に対して、資材の提供や講師の派遣等を行っています。

また、環境活動の取組を促進するために、事業者と市民活動団体のマッチング事業を行っていますが、事業者の参画は鈍化傾向にあります。さらに、事業者アンケート調査結果においても“地域の生物の生育・生息環境の保全活動”の実施率が約3割に留まっています。

ネイチャーポジティブを達成し、自然共生社会の実現を目指すためには、引き続き事業者や市民活動団体等と共働した保全活動を推進するとともに、事業者や市民活動団体等の自主的な取組を拡大することが必要です。

【施策の方向性】（豊田市生物多様性地域戦略における総合的・計画的に講ずべき施策）

市民や事業者による活動を支援するとともに、多様な主体の連携を推進することで、生物多様性保全活動が活発化しているまちを目指します。

成果指標と目指す方向

成果指標	現状値(把握年度)	目指す方向
生物多様性保全に関する事業者・団体の支援等の対応件数（延べ件数）	6件（2024年度）	↑

取組分野 3 循環型社会形成

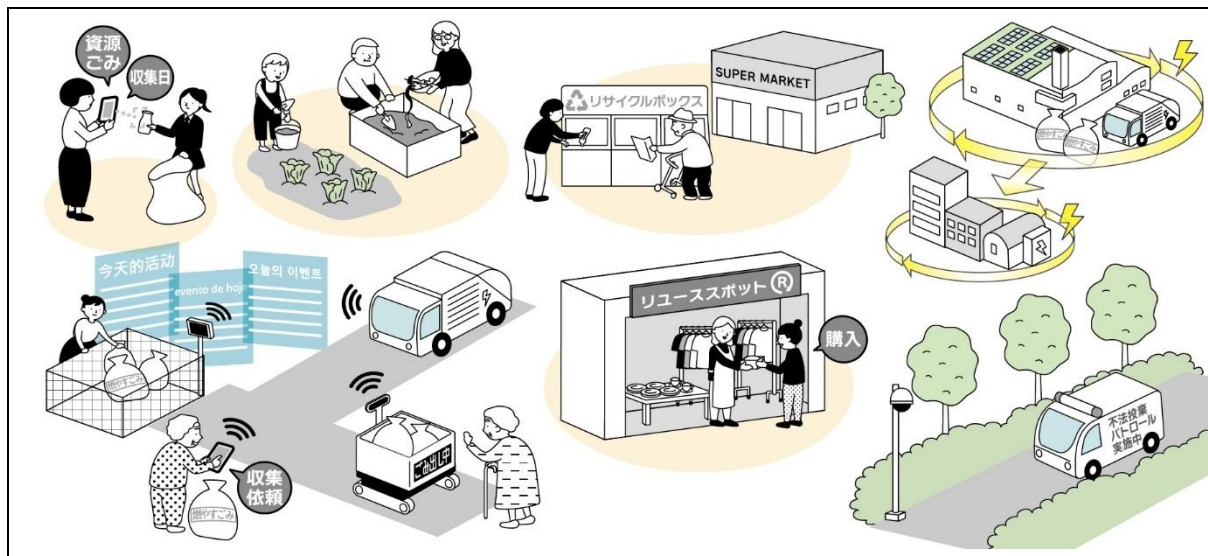
基本方針3 ミライにつながる循環型のまち

限りある資源を大切に思う価値観やライフスタイルが浸透しており、資源を余すことなく循環利用が可能となる高度な資源循環システムが確立されていることで、持続可能な循環型社会が実現したまちを目指します。

具体的なまちの目指す姿

- 3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再利用・再生利用）を中心としたごみの減量化に配慮した消費行動や事業活動が定着し、焼却・最終処分される量が削減しています。
- 質の高い資源の循環利用に向けたネットワークを構築しています。
- 発電等により廃棄物をエネルギー利用するために、一般廃棄物処理施設を計画的かつ適切に整備、運用しています。
- 不適正排出や不法投棄に伴う生活環境・公衆衛生の悪化を防いでいます。
- 高齢化・人口減社会や自然災害発生リスクに対応した適正かつ安全なごみ処理システムが構築しています。

イメージ



まちの状態指標と目指す方向

まちの状態指標	現状値(把握年度)	目指す方向
1人1日当たりのごみ排出量 家庭系ごみ（資源を除く）	497.3 g（2023 年度）	↓
家庭系ごみの分別適正率※1 プラス チック使用製品廃棄物	21.7%（2023 年度）	↑

※1 分別適正率＝資源化量/（燃やすごみ中の資源混入量＋資源化量）

施策の柱① 廃棄物の発生抑制の促進

【現状と課題】

豊田市では、ごみ処理施設での火災に関連した『ごみ非常事態宣言』や2023年度からのごみ処理手数料の改定により、豊田市のごみ排出量の実績は近年減少傾向にあります。

本市は、家庭系廃棄物の減量に向けて、家庭で消費しない（余っている）食品を集め、福祉団体等に寄附する「フードドライブ」や食品ロス削減等のPRや出前講座・イベント等でごみ減量の啓発を実施しています。また、事業系廃棄物の減量に向けて、スーパー等と連携した「手前どり運動」等を行っています。

また、リユース工房やリユーススポットで家庭から排出された粗大ごみ等を販売、譲渡する取組を行っています。

これらの取組の成果もあり、市民一人当たりのごみの排出量や事業系可燃ごみの排出量は減少傾向が続いていますが、市民アンケート結果では本市からの情報入手を希望する回答が多くありました。また、外国人の参加した市民ワークショップにおいて、言語の壁を踏まえて情報発信や市民の受け取り方を双方に改善するべきという意見がありました。このように、本市が伝えたい情報や実施している取組が市民に十分浸透しておらず、効果的な情報発信ができていない状況となっています。

循環型社会の構築のためには、市民・事業者一人ひとりが生産・流通・消費から処理に至るすべての段階で、ごみにしないための取組を進めることが今後も必要であり、不要・過剰なものを断ること（リフューズ）を意識することで、ごみになりにくい製品・サービスの提供や利用を選択するように効果的な情報発信を進めることが重要です。

【施策の方向性】

さまざまな場面における環境学習機会の創出や気づきを行動に移すための方法を通じて、市民・事業者が主体的に発生抑制につながる取組を実施しているまちを目指します。

成果指標と目指す方向（施策の柱①から⑤までに共通する成果指標）

成果指標	現状値(把握年度)	目指す方向
1人1日当たりのごみ排出量 家庭系ごみ（燃やすごみ）	467.5g（2023年度）	↓
1人1日当たりのごみ排出量 家庭系ごみ（資源を除く）	497.3g（2023年度）	↓
最終処分量（直接埋立）	1,226t（2023年度）	↓

施策の柱② 資源の循環利用の促進

【現状と課題】

本市は、燃やすごみに含まれる古紙類やプラスチック製容器包装、埋めるごみに含まれる飲食用ガラスびん等について、自治区の環境委員への案内や環境学習・各種イベント時の啓発を通じて、分別の徹底を図ってきました。また、緑のリサイクルセンターにおけるせん定枝等の堆肥化やごみ処理手数料の改定による民間資源化施設への誘導等を行ってきました。さらに、分別アプリの普及促進等の情報技術を活用した分かりやすい情報発信を進めてきました。

一方、ごみの排出量は減少傾向にあるものの、燃やすごみのうち本来資源として利用可能な古紙類やプラスチック製容器包装等が約3割、食品ロスが約1割含まれている状況であるため、さらなる資源化を図る必要があります。特にプラスチック製容器包装については、国のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を受け、プラスチック製容器包装を含む製品プラスチックの再商品化に向けた取組が必要となります。

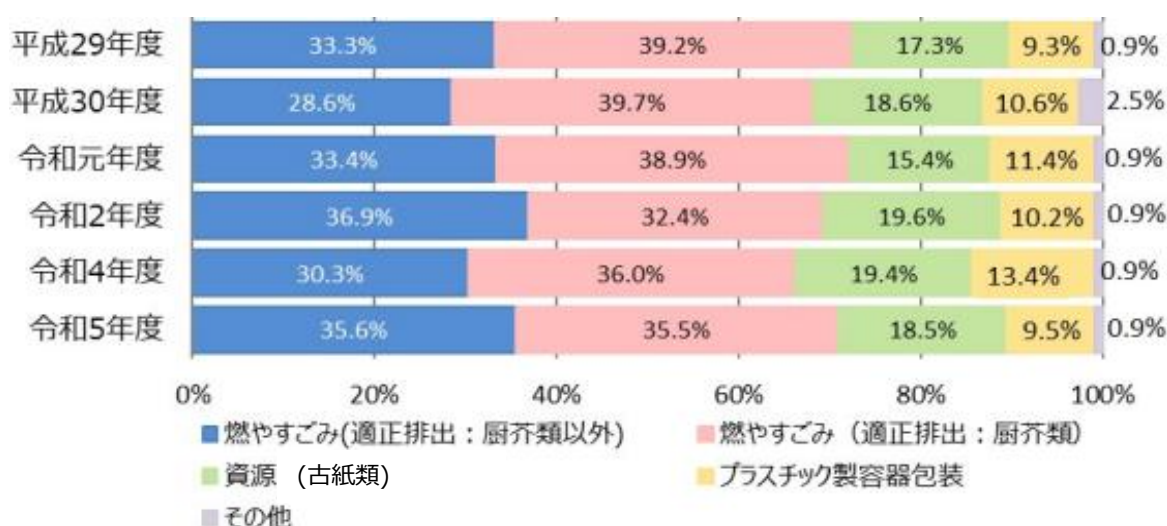


図 3.2 家庭系燃やすごみの組成割合の推移

【施策の方向性】

本来資源として利用可能なものがごみとして一定量排出されている現状を踏まえ、行政だけではなく事業者や民間施設とも連携して、資源の循環利用を推進しているまちを目指します。

※成果指標と目指す方向は「施策の柱①」に記載

施策の柱③ 廃棄物処理の脱炭素化

【現状と課題】

本市は、渡刈クリーンセンターで効率的に発電し、エネルギーを回収しているほか、植物性廃食用油の回収箇所の増設や施設の維持管理等により廃棄物エネルギーの回収・利活用を図っています。

豊田市の一般廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量は、燃料消費に伴う排出量の削減が進み、近年は焼却に伴う二酸化炭素排出量が全体の9割以上となっています。

継続した廃棄物エネルギーの回収・利活用のため、延命化工事等を適切に実施し、施設を安定的に稼働させ、脱炭素社会の実現に向けた廃棄物分野の対応を強化することが必要です。



図 3.3 一般廃棄物処理にかかわる温室効果ガス排出量

【施策の方向性】

施策の柱①、②の取組を優先しつつ、経済性や環境負荷との兼ね合いも考慮した上で、廃棄物として処理せざるを得ないものについては、焼却施設でのエネルギー回収及び利活用や効率的な収集運搬体制の構築、環境低負荷の車両等の導入によって、化石燃料消費量の削減が推進されているまちを目指します。

※成果指標と目指す方向は「施策の柱①」に記載

施策の柱④ 廃棄物の適正処理の推進

【現状と課題】

本市は、排出事業者が廃棄物の適正処理と分別を徹底するよう、廃棄物適正処理推進員による事業者への訪問啓発や処理業者への立入検査の強化や排出事業者・処理業者への講習会の開催等を実施することで、廃棄物の適正処理に必要な情報の周知と指導を行っています。

また、市民と共働で不法投棄防止に向けたまちの美化活動や航空写真を活用した不法投棄等の早期発見・対応を実施することで、不法投棄や不適正処理現場の対応の推進を図っています。

廃棄物の不適正処理現場の数は減少傾向にありますが、依然として不適正処理が行われている現状があります。そのため、廃棄物をルールに則って適正に処理するために、引き続き排出者に義務と責任を啓発することや不法投棄・不適正処理現場の早期発見や適切な処理の指導を行うことが重要です。

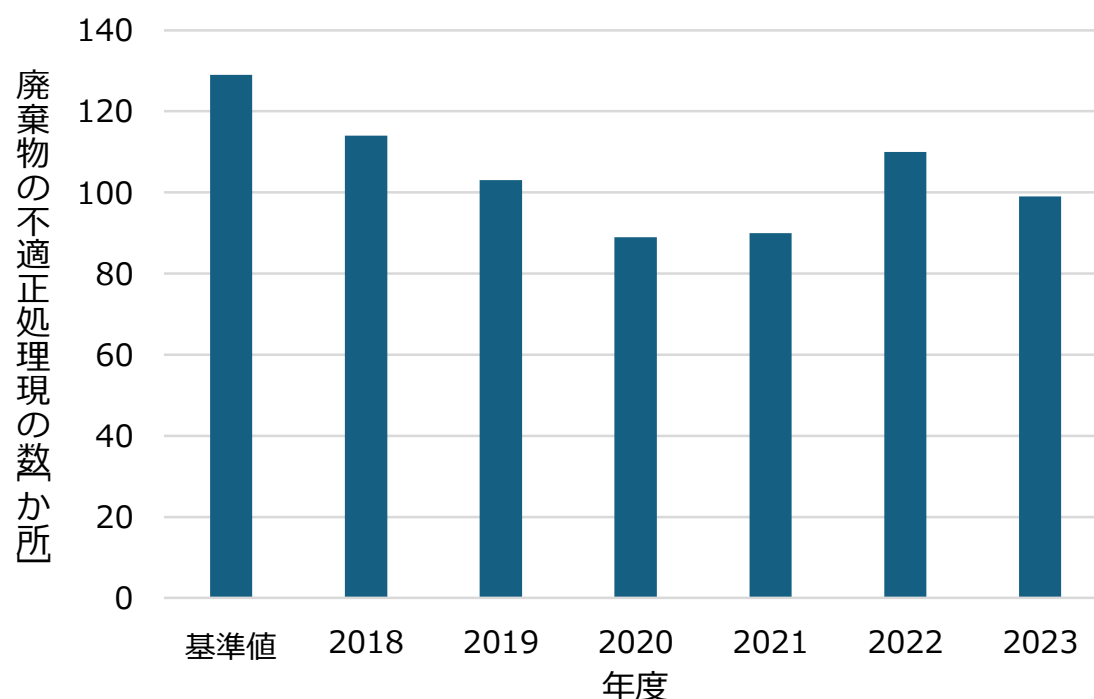


図 3.4 不適正処理現場の数の推移

【施策の方向性】

市民・事業者がルールに則った適正排出を実践するようにリチウムイオン電池等の対象に応じた排出者への啓発や DX 等の活用を実施することで、不法投棄・不適正処理が適切に早期発見・未然防止されている状態を目指します。

※成果指標と目指す方向は「施策の柱①」に記載

施策の柱⑤ 持続可能な廃棄物処理体制の構築

【現状と課題】

豊田市の高齢化率は上昇を続けていることから、本市は高齢者や障がい者のごみ出し支援を行うため、要支援または要介護認定者等を対象とした戸別収集「ふれあい収集」を実施しています。

豊田市は、愛知県内でも面積最大の自治体であり、人口が集中する都市部と分散している山村部という異なる地域特性があることから、さらなる効率的な収集・運搬を行うことが求められます。また、ごみステーションが遠い世帯もあり、将来的な超高齢化等によりごみ出しが不便な世帯が増加することが推測されます。そのため、将来的な社会情勢の変化や豊田市の状況・地域特性に応じた安定的なごみ処理システムを構築することが求められます。

また、災害廃棄物の対応については、協定締結事業者と連携した災害廃棄物の仮置き場設営訓練等の実施や将来的な社会情勢の変化や大規模災害を想定した処理体制の確保を図ってきました。

【施策の方向性】

将来的にも安定性のあるごみ処理を行うとともに、都市と山村間で異なる地域特性への対応、超高齢社会への対応や災害時の対策も含めたごみ処理体制を計画的に整備できている状態を目指します。



図 3.5 豊田市災害廃棄物仮置き場設置運営訓練

※成果指標と目指す方向は「施策の柱①」に記載

取組分野 4 生活環境保全

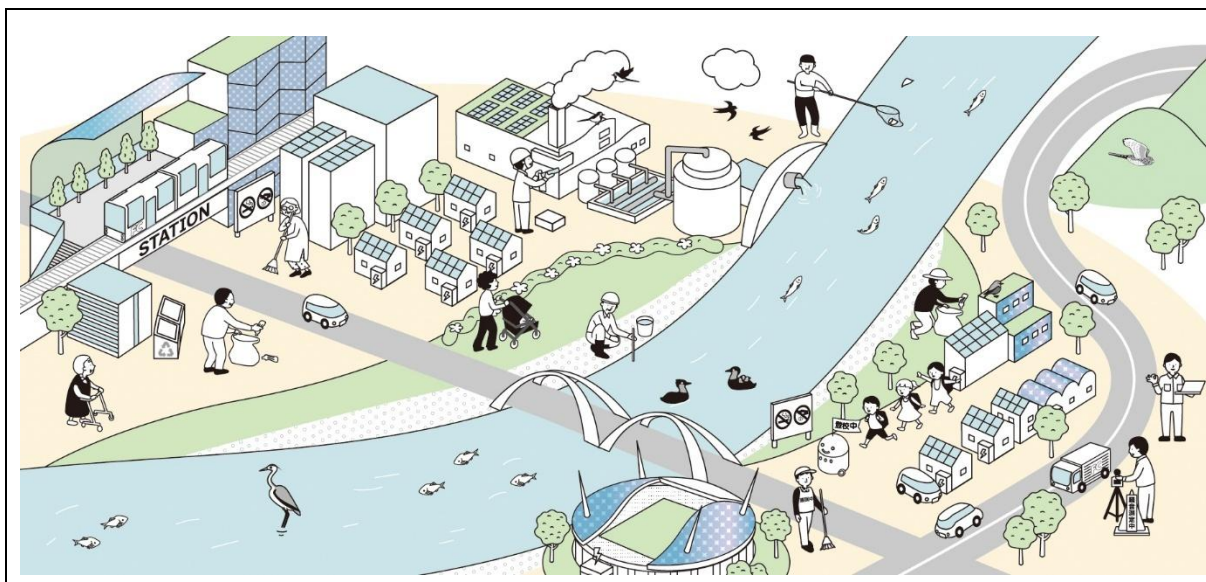
基本方針4 良好な生活環境をミライにつなぐまち

環境汚染等のリスクへの対策や市民・事業者の自主的な取組により、身近な生活環境が良好に維持されており、心地よく快適に暮らせるまちを目指します。

具体的なまちの目指す姿

- 本市が事業者の法令遵守状況を監視し、環境情報を正確かつ分かりやすく発信し市民と共有することで、市民や地域の自主的な環境への取組が活発となり、市民の安心や満足度が向上しています。
- 事業者による、各環境法令の規制を上回る自主的な取組によって、市民の快適な生活環境が維持されています。

イメージ



まちの状態指標と目指す方向

まちの状態指標	現状値(把握年度)	目指す方向
周辺環境への市民の満足度（全体）	62.5%（2024年度）	↑

施策の柱① 環境汚染の防止とリスク低減

【現状と課題】

本市は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭及び化学物質による人の健康や生活環境への被害を防止するため、常時監視等各種モニタリング調査や、事業者の法令遵守状況を監視し、基準等の違反事業者へ指導を行っています。

一方で市民アンケート調査結果では、生活環境保全分野の満足度（満足している市民の割合）として『空気のきれいさ』が約 6 割、『静かさ』が約 5 割、『河川等の水のきれいさ』が約 4 割にとどまる結果となっていることから、事業者において環境汚染の防止とリスク低減が図られ、市民がその状態を認知する必要があります。

また、本市は市民等の身体及び財産に係る被害を防止し、安全かつ安心して快適な生活環境の確保を目的として、ごみ屋敷等の解消、生活環境に関する苦情の対応、事故による環境影響防止、路上喫煙の防止、開発に伴う生活環境影響の防止、ポイ捨て等のマナーやモラルに関する周知・啓発等の対策を行っています。これらの対策を地域と連携しながら実施し、安全で安心して暮らすことができる快適な生活環境の形成を推進しています。

その一環として、民間事業者と連携して喫煙所の適正管理に努め、イベントにおける指導員による定期的な巡回を行っています。しかし、たばこのポイ捨ては減少していないため、今後も支援や指導等を継続して行いながら、理解促進や環境配慮意識の向上等をふまえ、多様な世代・主体に活動を拡大することが必要です。

【施策の方向性】

事業者の指導監視や環境の常時監視調査を通して、環境基準達成率・適合率を維持向上させることで生活環境の保全を目指します。さらに、豊田市の環境情報の信頼性や正確性を確保した上で市民に分かりやすく情報発信し共有することで、市民が安心して暮らすことができるまちを目指します。

また、市民が地域での自主的な環境への取組を行う意識づけを活性化させる施策を進めることで、良好な生活環境の形成を目指します。

成果指標と目指す方向

成果指標	現状値(把握年度)	目指す方向
測定局における二酸化窒素の環境基準達成率	100% (2024 年度)	→
環境基準点における BOD の環境基準達成率	100% (2024 年度)	→
苦情対応率	100% (2024 年度)	→

施策の柱② 事業者の自主的取組の促進

【現状と課題】

本市は、市内の主要な事業者と「公害防止協定」を締結し、法令による規制基準より厳格な協定値を定める等の公害規制を進めてきました。2008 年度からは多様化する環境問題へ対応するため、「公害防止協定」から「環境の保全を推進する協定」へ見直しを行い、環境保全対策に加え、事業者の環境に配慮した自主的な取組を推進することで、環境への負荷低減を図ってきました。

また、協定事業者と協議会を設立し、環境保全や環境配慮の取組に関する勉強会や講演会、工場見学により協議会構成員のレベルアップを図るとともに、中小規模事業者を対象としたセミナーを開催する等、協議会で得た知識や技術を協議会に参加していない事業者にも情報発信することで、市内事業者全体の環境意識や技術の底上げを図ってきました。

しかし、市民が求める生活環境は、規制基準遵守によるものから、基準遵守を前提としたより安全で安心な生活環境の確保へと変化しています。そのため、これまで以上に事業者による生活環境に配慮した取組が求められます。

【施策の方向性】

事業者との協定に基づく取組を推進することで、事業者の自主的な環境保全対策や環境に配慮した取組を促進します。また、協議会活動を推進することで、協定事業者を含めたすべての事業者による環境に配慮した取組への意識向上を目指します。

成果指標と目指す方向

成果指標	現状値(把握年度)	目指す方向
新規協定締結事業場の数	1 事業場（2024 年度）	↑
協定協議会 web サイト閲覧者数	3,598 人（2024 年度）	↑

第4章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進体制

- 本市は、持続可能な豊田市づくりの担い手である市民・事業者とともに、学識経験者や関連団体の意見も参考にしながら、本計画を確実に推進していきます。
- 本計画を推進する主体は、次のとおりです。

① 市民・事業者・地域

- 主体的・自発的に環境行動を実践し、本計画に示す事業に参画して共働で取り組みます。また、取組の成果や意見・課題等を本市の求めに応じてフィードバックし、事業の効率的な推進に協力します。

② 本市

- 市民や事業者の環境行動を支援するとともに、本計画に示す事業を所管する関係各課と調整を図りながら、横断的・総合的な施策・事業の推進を実施します。
- さらに、国や県等と連携・協力し、国等が実施する環境政策を本市においても着実に推進します。

③ 豊田市環境審議会

- 豊田市環境基本条例第22条に基づき設置するもので、学識経験者、市民公募委員、関係団体の代表者等で構成します。
- 市長の諮問に応じ、本計画に関すること、廃棄物の処理及び清掃に関すること、その他環境の保全及び創造に関する基本的事項について、それぞれの立場から調査・審議し、意見を市長に提出します。

第2節 計画の進行管理

- 進行管理の要点は、“取組状況の把握”と“課題の認識”、“課題に対する適切な是正”にあります。本計画に掲げる施策・事業を計画的かつ実効性のあるものとして推進するために、施策・事業の進捗状況を定期的に確認し、取組の成果を評価し、改善点を次の事業へ反映させる進行管理が必要です。
- 進行管理の方法は、“PDCA サイクル”（Plan・Do・Check・Action）に基づいて進めます。具体的には、目指す姿に向けた施策の柱を意識して、施策・事業の方向性に沿った進行管理をまちの状態指標や成果指標を用いて行います。